

2014年8月7日 全11頁

# 法律・制度 Monthly Review 2014.7

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員  
是枝 俊悟

### [要約]

- 7月の法律・制度に関する主な出来事と、7月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 7月は、東証に設置された現物市場の取引時間拡大に向けた研究会が報告書を公表したこと（30日）、ASBJがいわゆる「日本版 IFRS」の公開草案を公表したこと（31日）、金融庁がバーゼルⅢに係る流動性カバレッジ比率について告示案を公表したこと（31日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### 《 目 次 》

○7月の法律・制度レポート一覧	2
○7月の法律・制度に関する主な出来事	3
○8月以後の法律・制度の施行スケジュール	5
○今月のトピック	
非清算店頭デリバティブ取引の証拠金規制案	6
○レポート要約集	8
○7月の新聞・雑誌記事・TV等	11
○7月の大和総研ウェブサイトコラム	11

## ◇7月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
1日	非上場株式の取引制度等に関する日証協報告 ～クラウドファンディングと グリーンシート銘柄制度等に代わる制度～	堀内 勇世	金融商品 取引法	10
	なるほどNISA 第9回 財形貯蓄・確定拠出年金などとの違い	是枝 俊悟	税制	7
3日	バーゼルⅢの初歩 第4回 バーゼルⅡではどのような見直しがされた？	鈴木 利光	金融制度	2
7日	法律・制度 Monthly Review 2014.6 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	13
11日	バーゼルⅢの初歩 第5回 バーゼルⅡにおける信用リスク計測の精緻化とは？	鈴木 利光	金融制度	2
14日	プレ・ヒアリング、待機期間など 証券発行手続の緩和に関する改正案 ～2014年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	8
22日	なるほどNISA 第10回（最終回） 今後予想される制度改正	吉井 一洋	税制	7
23日	信用金庫の再編に関する法律など ～信用金庫同士の合併を例に、 法律ごとにワンポイント解説～	堀内 勇世	金融制度	6
24日	バーゼルⅢの初歩 第6回 バーゼル2.5ではどのような見直しがされた？	鈴木 利光	金融制度	2
28日	非清算店頭デリバティブ取引の証拠金規制案 ～【金融庁内閣府令案・監督指針案】 BCBS/IOSCO 合意を概ね踏襲～	鈴木 利光	金融制度	12
31日	ボルカー・ルール（ファンド投資等の規制編）	横山 淳	金融制度	34

## ◇7月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	<p>◇金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）を公表。保険募集態勢における規定の整備等の改正案（8月1日まで意見募集）。</p> <p>◇金融庁、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等（案）」および「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」を公表。金融商品取引業者のうち電子取引基盤の提供を行う者の要件の整備等の案（31日まで意見募集）</p>
2日	<p>◇東証、「上場審査等に関するガイドライン」の一部改正を公表。議決権種類株式に係る上場審査の観点を明確化（7日施行）。</p>
3日	<p>◇金融庁、「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」を公表。保険会社への清算集中義務化等の案（8月4日まで意見募集）。</p> <p>◇金融庁、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等（案）および「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）を公表。一定の非清算店頭デリバティブ取引について、証拠金の預託等を求める証拠金規制案を公表（8月4日まで意見募集）。</p>
4日	<p>◇金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表。投資信託制度の抜本改正に関する監督指針の整備の案（8月4日まで意見募集）。</p> <p>◇金融庁、「金融モニタリングレポート」を公表。投資信託販売業務態勢についてもレビューが行われる。</p> <p>◇銀行法施行規則等の一部改正、監督指針が公表される。自己資本比率の変動を生ぜしめる行為のうち主要なものに係る届出事項を追加する等の改正（7月31日から施行・適用）。</p> <p>◇金融庁、平成26年金融商品取引法等改正（6ヶ月以内施行）に係る政令・内閣府令案を公表。金融商品取引業者の事業年度の自由化に伴う規定の整備の案（8月4日まで意見募集）。</p> <p>◇国税庁、通達にて国外証券移管等調書の様式を定める。</p>
8日	<p>◇金融庁、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）が6月26日に「実効的な監督カレッジ運営のための諸原則」と題する文書を公表した旨、公表。</p>
9日	<p>◇金融庁、IOSCO（証券監督者国際機構）が6月26日に「リスクの特定及び評価メソドロジー」と題する報告書を公表した旨、公表。</p> <p>◇保険監督者国際機構（IAIS）、「グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）に適用する基礎的資本要件」（第二次案）を市中協議に付す（8月8日まで意見募集）。</p>
14日	<p>◇「金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布。PTS業者による個別銘柄のリアルタイム報告を不要とする等の改正（2016年9月5日施行）。</p>
15日	<p>◇金融安定理事会（FSB）、「外為指標」と題する市中協議文書を公表（8月12日まで意見募集）。</p> <p>◇日証協、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部を改正（2016年9月5日施行）。</p>
17日	<p>◇日証協、「国債取引の決済期間の短縮（T+1）化に向けたグランドデザイン（暫定版）」を公表（8月8日まで意見募集）。</p>
18日	<p>◇日証協、「IOSCO『金融指標に関する原則の最終報告書』に対する公社債店頭売買参考統計値の対応状況について」を公表。</p>
21日	<p>◇OECD、課税当局間の金融口座情報の自動的情報交換に関する基準を公表。</p>

22 日	<p>◇東証、TOPIX100 構成銘柄の呼値を最少 10 銭単位に縮小。</p> <p>◇FSB、「主要な金利指標の改革」と題する報告書を公表。</p> <p>◇企業会計基準委員会 (ASBJ)・欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)・イタリアの会計基準設定主体 (OIC)、ディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか—のれんの会計処理及び開示」を公表 (9 月 20 日まで意見募集)。</p>
23 日	<p>◇SEC、MMF の規制改革案を承認。機関投資家向けの「プライム MMF」については、変動基準価額の義務付け (安定的基準価額の廃止)。流動資産が一定以上下回った場合には、解約手数料や解約の一時停止を認める。</p>
24 日	<p>◇国際会計基準審議会 (IASB)、IFRS 第 9 号「金融商品」の改訂版を公表</p>
25 日	<p>◇東証・上場制度整備懇談会、「我が国におけるライツ・オファリングの定着に向けて」を公表。ノンコミットメント型ライツ・オファリングの上場基準見直しを提言。</p> <p>◇東証、「マザーズ上場会社の市場選択の結果及び上場市場の変更について」を公表。マザーズ上場 10 年経過時の市場選択が初めて行われる。</p>
30 日	<p>◇東証・現物市場の取引時間拡大に向けた研究会、報告書を公表。</p>
31 日	<p>◇金融庁、バーゼルⅢに係る流動性カバレッジ比率について告示案を公表 (9 月 1 日まで意見募集)。</p> <p>◇東証、「IOSCO 金融指標に関する原則の遵守状況について」を公表。</p> <p>◇ASBJ、公開草案「修正国際基準 (国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準) (案)」を公表。いわゆる「日本版 IFRS」の案 (10 月 31 日まで意見募集)。</p>

## ◇8月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2014年	10月1日	◇企業型確定拠出年金への拠出限度額、引き上げ。 ◇雇用保険の教育訓練給付の支給率を現行の10%から最大60%に、支給額を現行の最大10万円から最大144万円に引き上げ。
	12月1日	◇投資信託制度改革の適用開始。 ・投資信託等のトータル・リターンの通知制度の適用開始。 ・投資法人における新投資口予約権の発行、自己投資口の取得が解禁。
	12月31日	◇この日の財産状況に係る国外財産調書から、国外財産調書の不提出・虚偽記載について罰則適用開始。 ◇直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税非課税措置の適用期限。
2015年	1月1日	◇相続税・贈与税の抜本改正（相続税・贈与税の最高税率の55%への引き上げ、相続税の基礎控除額の4割縮減など）の施行。 ◇所得税の最高税率が40%から45%に引き上げ。 ◇NISAの1年単位の取扱金融機関変更の手続きが可能に。 ◇個人による物価連動国債の購入が可能に（2016年1月1日以後償還のものに限る）。 ◇国外証券移管等調書制度の導入。
	4月1日	◇「企業結合に関する会計基準」の改正の強制適用。
	4月ごろ	◇会社法改正法の施行見込み。監査等委員会設置会社制度の創設、社外取締役・社外監査役の要件の見直しなど。
	10月1日	◇消費税率が8%から10%に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金が支給開始。 ◇厚生年金と共済年金が統合（厚生年金に一元化）。 ◇公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮。 ◇国民年金の過去5年間の保険料を納付できる制度が開始。
	10月ごろ	◇番号（いわゆるマイナンバー）の通知開始（予定）。
	12月31日	◇「教育資金の一括贈与非課税措置」における金融機関の口座への拠出可能期間が終了。
2016年	1月1日	◇公社債税制の抜本改正（申告分離課税化、上場株式等との損益通算など）の施行。 ◇所得税の給与所得控除の上限が245万円から230万円に縮小。 ◇番号制度（いわゆるマイナンバー）の利用開始（予定）。
	4月1日	◇国際課税について総合主義から帰属主義に改正。
	7月1日	◇国民年金の納付猶予制度の対象者が、30歳未満の者から50歳未満の者に拡大。
	10月1日	◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。
2017年	1月1日	◇所得税の給与所得控除の上限が230万円から220万円に縮小。
	10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。

※2014年7月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、3月決算法人の例を記載している。

## ◇今月のトピック

## 非清算店頭デリバティブ取引の証拠金規制案

2014年7月28日 鈴木 利光

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140728\\_008793.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140728_008793.html)

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表1 標準的手法：資産クラスごとの証拠金率（グロスの潜在的損失等見積額）

資産クラス	残存期間	証拠金率（×想定元本）
クレジット	2年以下	2%
	2年超5年以下	5%
	5年超	10%
コモディティ	-	15%
株式	-	15%
為替	-	6%
金利	2年以下	1%
	2年超5年以下	2%
	5年超	4%
その他	-	15%

（出所）内閣府令案より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 2 標準的手法：証拠金適格のある資産ごとのヘアカット比率

資産の区分（注）	デフォルト確率	残存期間	ヘアカット比率（×時価）
現金（同一通貨）（一）	-	-	0%
金（ゴールド）（二）	-	-	15%
主要指数の構成銘柄である株式等（五）	-	-	15%
国債・中銀債等（三）	0.1%以下	1年以下	0.5%
		1年超5年以下	2%
		5年超	4%
	0.1%超1%以下	1年以下	1%
		1年超5年以下	3%
		5年超	6%
1%超7.5%以下	全ての期間	15%	
通常の債券（証券化商品を除く）（四）	0.1%以下	1年以下	1%
		1年超5年以下	4%
		5年超	8%
	0.1%超1%以下	1年以下	2%
		1年超5年以下	6%
		5年超	12%
通常の債券（証券化商品のみ）（四）	0.1%以下	1年以下	2%
		1年超5年以下	8%
		5年超	16%
	0.1%超1%以下	1年以下	4%
		1年超5年以下	12%
		5年超	24%
投資信託（六）	-	-	投資対象に適用される上記比率のうち最も高いもの
返済通貨が担保資産の通貨と異なる場合	-	-	+8% （上記それぞれの比率に対して）

（注）「資産の区分」内の漢数字は、引用元レポート p. 9 の付番に一致させている。

（出所）内閣府令案より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 3 当初証拠金に係る証拠金規制案の段階的实施

実施時期	当初証拠金の授受の実施が求められる対象主体	
2015年12月1日～	非清算店頭デリバティブ取引 の想定元本額 （月平均（注）又は基準時）	420兆円以上
2016年12月1日～		315兆円以上
2017年12月1日～		210兆円以上
2018年12月1日～		105兆円以上
2019年12月1日～		1兆1,000億円以上

（※）「証拠金規制案の適用が免除される取引」参照（引用元レポート p. 3）

（注）国内の対象主体の取引（信託勘定を含む）の場合は、基準時の属する年の前年の6月から8月まで（基準時が12月に属するときは、その年の6月から8月まで）の各月末日における非清算店頭デリバティブ取引及び先物外国為替取引に係る想定元本額の合計額（連結ベース）の平均額を用いる。

（出所）内閣府令案より大和総研金融調査部制度調査課作成

## ◇レポート要約集

### 【1日】

#### 非上場株式の取引制度等に関する日証協報告 ～クラウドファンディングとグリーンシート銘柄制度等に代わる制度～

2014年6月17日、日本証券業協会から公表された報告書がある。

この報告書は、新たな非上場株式の取引制度等を整備するための、日証協の自主ルールの整備等を提言したものである。「株式投資型クラウドファンディング」と、「グリーンシート銘柄制度に代わる非上場株式の取引制度」という新たな仕組みについて検討を行った上で、提言を行っている。

まだ関連する政令や内閣府令の改正が行われていないこともあり、現時点で考えられる方向性を示したものである（ただし方向性といっても、かなり詳細に検討されている）。今後さらに詳細が詰められる見込みである。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140701\\_008713.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140701_008713.html)

### なるほどNISA 第9回

#### 財形貯蓄・確定拠出年金などとの違い

NISAは上場株式や株式投資信託の配当・分配金・譲渡益が非課税となる制度ですが、金融商品の運用益が非課税となる制度はNISAの他にも、財形貯蓄や確定拠出年金などがあります。これらの制度はそれぞれ目的が異なるので本来は同列に比較できないものですが、今回は、これらの制度と比べてNISAはどのような特徴を持っているのか、NISAを利用するか、他の制度を利用するかを検討する際にはどのような点に気を付けるべきなのかを解説します。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140701\\_008711.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140701_008711.html)

### 【3日】

#### バーゼルⅢの初歩 第4回

#### バーゼルⅡではどのような見直しがされた？

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第4回は、バーゼルⅡの骨格を解説します。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/basel3/20140703\\_008721.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/basel3/20140703_008721.html)

### 【7日】

#### 法律・制度 Monthly Review 2014.6

#### ～法律・制度の新しい動き～

6月の法律・制度に関する主な出来事と、6月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

6月は、政府税制調査会などにおける法人課税の議論、会社法改正法の国会成立（20日）、「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」の閣議決定（24日）などが話題となった。金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20140707\\_008730.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20140707_008730.html)



**【11日】****バーゼルⅢの初歩 第5回****バーゼルⅡにおける信用リスク計測の精緻化とは？**

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第5回は、バーゼルⅡにおける信用リスク計測の精緻化の内容を解説します。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/basel3/20140711\\_008742.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/basel3/20140711_008742.html)

**【14日】****プレ・ヒアリング、待機期間など証券発行手続の緩和に関する改正案****～2014年金商法改正関連シリーズ～**

2014年6月、金融庁は、開示府令、企業内容等開示ガイドラインなどの改正案を公表した。これらは、2013年12月のリスクマネーWGの提言を踏まえたものである。

具体的には、①新規上場時に提出する有価証券届出書に記載する財務諸表の年数短縮（5事業年度分⇒2事業年度分）、②禁止される届出前勧誘に該当しない行為（いわゆるプレ・ヒアリングなど）の明確化、③「特に周知性の高い企業」による届出の効力発生までの待機期間の撤廃などが盛り込まれている。

金融庁は、今後、寄せられる意見なども踏まえて、8月下旬に改正を行うことを予定している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140714\\_008750.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140714_008750.html)

**【22日】****なるほどNISA 第10回（最終回）****今後予想される制度改正**

NISAの見直しに関して、制度の期間の延長（最終的には恒久化）、購入限度額の引上げ、ジュニアNISAの導入などが話題になっています。今回は、これらの項目の見直しの可能性と、いわゆるスイッチングや相続・贈与NISAの導入など将来的に検討が期待される項目について、私見をベースに説明します。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140722\\_008773.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140722_008773.html)

**【23日】****信用金庫の再編に関する法律など****～信用金庫同士の合併を例に、法律ごとにワンポイント解説～**

平成に入って信用金庫の再編が多く見られた。今後も自身の経営戦略に基づき信用金庫が再編を行うことは考えられる。

信用金庫が再編を行う場合にどのような法律が関わってくるのだろうか。再編は大変複雑な行為であるので、多くの法律が関係していると思われる。

ここでは信用金庫同士が合併する場合を前提に、信用金庫法、金融機能強化法などの基本的と思われる主だった法律を掲げ、ごく簡単な解説を加えたい。

また、参考までに独占禁止法などについても触れることにする。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140723\\_008777.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140723_008777.html)

## 【24日】

## バーゼルⅢの初歩 第6回

## バーゼル2.5ではどのような見直しがされた？

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第6回は、バーゼル2.5の内容を解説します。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/basel3/20140724\\_008782.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/basel3/20140724_008782.html)

## 【28日】

## 非清算店頭デリバティブ取引の証拠金規制案

## ～【金融庁内閣府令案・監督指針案】BCBS/IOSCO合意を概ね踏襲～

2014年7月3日、金融庁は、金融商品取引業者等に対して、一定の非清算店頭デリバティブ取引について、証拠金の預託を受けるなどの所定の措置を講じていないと認められる状況を禁止する旨の新規制の導入案（証拠金規制案）を公表している（コメント提出期限は2014年8月4日）。

証拠金規制案は、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）と証券監督者国際機構（IOSCO）が2013年9月に公表した、「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制」の最終枠組み（BCBS/IOSCO合意）を、わが国の法律等に落とし込むものである。

証拠金規制案の内容は、「非清算店頭デリバティブ取引」（中央清算機関を通じた決済がされない店頭デリバティブ取引）について、①時価変動相当額を変動証拠金として受領する義務、②標準表又は社内開発した内部モデルにより計算した取引に係る最大予想損失額を当初証拠金として受領する義務を課すというものである。

もっとも、当初証拠金に係る証拠金規制案の対象からは、現物決済型の外為フォワード及びスワップ、及び通貨スワップの元本交換に付随する現物決済型の外為取引が除外される。

証拠金規制案の対象となる主体は、「金融商品取引業者等」である。ただし、証拠金規制案は、取引の当事者の一方が「金融商品取引業者等」でない場合には、適用されない。また、信託勘定で経理される取引や、同一グループ内の企業間取引、一定のクロスボーダー取引についても適用されない。さらに、当初証拠金に係る証拠金規制案については、取引の当事者の一方又は双方における非清算店頭デリバティブ取引の想定元本額（連結ベース）が1兆1,000億円（月平均）を下回る場合には、適用されない。

変動証拠金の授受は、2015年12月1日から実施される予定である。当初証拠金の授受は、非清算店頭デリバティブ取引の想定元本額の規模に応じて、2015年12月1日から2019年12月1日にかけて段階的に実施される予定である。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140728\\_008793.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140728_008793.html)

## 【31日】

## ボルカー・ルール（ファンド投資等の規制編）

2013年12月10日、米国の金融規制当局（FRB、CFTC、FDIC、OCC、SEC）は、共同でドッド・フランク法のボルカー・ルールに関する細目を定める規則を公表した。

ボルカー・ルールの下では、銀行等は、原則、ヘッジ・ファンド投資等を行うことが禁止されている。禁止される「投資等」には、ファンドの持分等を取得・保有することだけではなく、ファンドのジェネラル・パートナーや業務執行者として従事するなど「スポンサーとなること」も含まれる。

外国会社（例えば、日本の銀行など）による専ら米国外での活動は、原則として、ヘッジ・ファンド投資等を禁止する規制の対象とはならない。ただし、米国の銀行等の支配下にない、業務の大部分を米国外で行っている、そのファンド持分等が米国居住者に対して募集・販売されていない、ファンド持分等の取得・保有やスポンサー活動の決定を行う銀行等が米国内に所在しない、米国内に所在する支店・関係会社からファイナンスが提供されていないなどの要件を満たす必要がある。

そのほか、ボルカー・ルール遵守等のためのコンプライアンス・プログラムの整備義務なども課されている。

2011年の原案と比較すると、外国公募ファンドが適用除外となることが明記されたことや、外国会社による専ら米国外での活動の適用除外要件について、ファンド投資等に伴うリスクの所在という観点（リスク・ベース・アプローチ）が重視されたことなどが変更点として指摘できる。

規則は、2014年4月1日から施行されている。ただし、（銀行等による）遵守の期限は、2015年7月21日とされている。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140731\\_008811.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140731_008811.html)

## ◇7月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
証券アナリストジャーナル (7月号)	2014年度から適用される新会計基準	吉井 一洋
大和インターネットTV (7月9日収録)	大和スペシャリストレポート 相続法制の見直し	堀内 勇世
日経ヴェリタス (7月20日付49面)	バーゼルⅢ対応の新型劣後債 についてコメント	鈴木 利光
Financial Adviser (8月号)	会計・税務 ZOOM UP! Vol. 41 DC・財形・NISAの活用法	是枝 俊悟
週刊ダイヤモンド (8月2日号)	数字は語る—人生2番目に大きな借金 奨学金を利用する前に金融教育の徹底を	是枝 俊悟

## ◇7月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
7月23日	情報開示を通じた規律付け—“comply or explain”再論 <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20140723_008771.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20140723_008771.html</a>	横山 淳